

序にかえて

熊谷公男

私は、二〇一七年三月をもって三五年間勤めた東北学院大学を定年で退職した。本論集は、仙台古代史懇話会のメンバーを中心とした皆さんがこれを機につどい、東北古代史に関する論考を投稿してくださって、一冊の本になったものである。まず本論集所収の諸論考を紹介させていただきたいと思う。

本論集は、全体を第一部「国家と地域形成」、第二部「城柵論」、第三部「征夷と東北政策」の3部構成とした。

第一部「国家と地域形成」では、まず遠藤みどり「采女・兵衛貢進制度の一考察―辺境の采女・兵衛を手がかりに―」は、比較的史料が残されている東北や西海道の采女・兵衛制度を手がかりとして、それを郡司の任用制度の変遷と関連づけながら考察することによって、奈良時代における采女・兵衛の貢進制度の変遷を新たな視角から明らかにしようとする論考。東北古代史に関することでは、大宝二年に陸奥から采女・兵衛を貢進しないことが定められるが、その後、天平期には采女・兵衛の貢進が再開されることを論じる。

熊谷公男「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制―黒川以北十郡と遠田郡を中心に―」は、旧稿で取り上げた黒川以北十郡の成立の問題を、とくに田夷郡遠田郡とのかかわりで再論したもの。旧稿では、黒川以北十郡は多賀城の創建と連動して神亀元年ごろにいつせいに成立したことを強調したが、本論文ではそれを前提としつつも、天平二年の田夷村での建郡（＝遠田郡の建置）に伴って黒川以北十郡が再編されたことを指摘し、特異な田夷郡としての遠田

郡の性格についても論じた。

堀裕「天平十五年金光明最勝王經転読会と陸奥国―福島県江平遺跡出土木簡再考―」は、福島県玉川村の江平遺跡から出土した天平十五年三月付の誦経に関する木簡を、同年正月に聖武天皇が諸国に命じた『最勝王經』の転読とのかかわりで考察した論文である。経典を誦している些万呂を優婆塞と考え、誦経を通して諸国国分二寺の僧尼候補者の選定が行われた可能性を指摘し、該木簡を諸国国分二寺成立の一段階を示すものとして位置づける。仏教史における国家と地域のかかわりを掘り起こす試みとして評価されよう。

鈴木琢郎「貞観震災の基礎的考察」は、まず『三代実録』の関連史料の校訂を行ったうえで、貞観震災の発生と被害状況を伝える貞観十一年五月二十六日癸未条の史料の性格を検討する。これまでこの史料は貞観震災の状況を伝えた陸奥国からの第一報とみられてきたが、著者は報告公文をもとにしながら『三代実録』の編纂段階に成文されたものと考定し、ここから直接「震災の実態」を読み取ることの危険性を指摘する。つぎに関連史料の検討から、貞観震災は発生の半年後から、新羅海賊問題などとともに国家的危機の予兆の一つとされ、その災害対応もそれら予兆への対応の一環とされたとして、貞観震災のみを特別視した「国家による復興」史観の克服を訴える。いずれも東日本大震災以降盛んとなった貞観震災の研究に一石を投じる指摘で、今後の議論の深まりが期待される。

つぎに第Ⅱ部「城柵論」であるが、まず吉田歓「国庁・郡庁と城柵政庁」は、古代の城柵について、とくに政庁の存在に着目して検討した論考。前半では律令国家の地方支配における国庁・郡庁の存在意義を考察し、それが院形式をとるのは、宮都の曹司空間のようにここが口頭による政務処理の場で、なおかつ官人が朝参してくる公門を備えた公的な空間でもあったことによるとする。後半では城柵の政庁の考察を行う。城柵に共通するのは外郭施設が伴うことであるが、国府型・郡家型ばかりでなく準国府型にも政庁があるのは、そこが律令官僚制の実現の場であったからとする。

樋口知志「古代東北の城柵について」は、今泉氏が提唱した、すべての城柵に国司が常駐したとする城司制論や熊谷が提示した五類型の城柵論に対する批判を展開した論考。議論は多岐にわたるが、そのなかで中心となると思われるのは、国司が国府を離れて前線の諸城柵に常駐したわけではなく、蝦夷への朝貢・饗給等の「諸用務を遂行するために一定期間滞在」しただけであるとして、「城柵専当国司制」を提唱するが、そう考える史料の根拠があまり明確でないように思われた。国司が城柵に常駐しなければ、当然、城柵の軍兵の指揮は国司以外が行ったことになるが、それについては「熊谷氏が指摘するように、恐らく通常時には軍団兵であれば軍毅ないしは校尉クラス、鎮兵であれば征討軍の別将クラスなどが指揮して城柵の守衛にあたっていた」とするが、熊谷自身は、これは「郡家型」城柵に限った方式であって、国司・鎮官が城司として軍兵を指揮する準国府型城柵のあり方が基本と考えていることを念のため申し添えておく。近年、議論が盛んな郡家と城柵の関係にほとんど言及がないことが、議論がかみあわない原因となつているように思われる。「城柵専当国司制」が今後の東北古代史研究に受け入れられるか、しばらく見守ることにしたい。

徳竹亜紀子「古代越後国の国府と城柵」は、越国から天武朝に分立した越後国の城柵の存続期間と国府の移転時期を、出羽国の成立に伴う越後国の変質との関係で考察する。淳足・磐舟の両城柵は、従来考えられていたよりも早く、和銅五年に建国された出羽国が、養老五年に北陸道から東山道に移管されるとその役割を終えて、順次、縮小・廃止されていったとみる。また国府の移転時期については、天平十一年と延暦十一年の二度の軍団廃止に着目し、越後国は前者においてのみ例外的に軍団の存続が認められていることから、延暦期までに越後国をとりまく情勢に変化があったとし、国府の沼垂郡から頸城郡への移転もこの間のことと推定する。いずれも越後国の蝦夷支配からの脱却過程との関連で論じられており、説得力のある仮説といえよう。

吉野武「八世紀鎮守府に関する覚書」は、近年多賀城跡で出土した鎮守府関係の木簡に関連して八世紀の鎮守府に

ついで再考した論考。八世紀前半の鎮守府は、従来の研究とは逆に常置の官とみるべきで、再置された天平宝字期以降に臨時的な性格をつよめるとする。論点は多岐にわたるが、前半期の鎮守府は、蝦夷反乱後の陸奥国再建策の一環として新国府多賀城とともに創設され、鎮兵の軍事力が重視されたことなどを理由に常置の官司とし、後半期は復活した鎮兵の数が前半期を大きく上回るが、それは城柵造営に目的があり、終了後は鎮兵が大幅に削減される。その後、宝亀年間に蝦夷との関係が悪化すると再び鎮兵が増員され、鎮守府は征討を主体に活動するが、延暦期に入ると征討使が鎮官を兼務するようになって、鎮守府の独自性は薄れる。このように鎮守府の機能がめまぐるしく変わるの、その臨時的性格を示しているとする。後半期の鎮守府の性格づけは説得力があるが、前半期の鎮守府をそれと対照的な常置の官司とみてよいかは、なお議論が必要と思われる。

最後に第Ⅲ部の「征夷と東北政策」であるが、まず相澤秀太郎「阿倍比羅夫の北方遠征と「肅慎」——国際情勢からみた北方遠征の目的をめぐって——」は、斉明紀に登場する「肅慎」に着目し、阿倍比羅夫の北方遠征の目的を当時の国際情勢から考える。比羅夫の北征は高句麗との通交が目的であり、その前段階としてアシハセと接触したところで百済の役のため遠征は頓挫してしまったとし、このアシハセを『日本書紀』の編者は、中国史上特別な意味をもち、なおかつ高句麗と重讎の関係にあった「肅慎」をかりて表記したと解釈する。

永田英明「三十八年戦争と伊治城」は、皆麻呂の乱で甚大な被害を被った伊治城・栗原郡の復興の問題を、交通路や駅制との関わりから考察した論考。伊治公皆麻呂の乱のあと、伊治城が再び登場するまで一六年の空白があり、この間の延暦八年の征夷では玉造塞が山道方面の後方基地とされていて、伊治城がみえないことを指摘する。その後、山道蝦夷にはじめて勝利した延暦十三年の征夷後の同十五年に伊治城と玉造塞の間に駅を置き、坂東六国と出羽・越後等の国から九〇〇〇人を伊治城に移住させたのを、いずれも乱後の復興策としてとらえ、とくに九〇〇〇人の移民は奈良時代半ば以降では突出した規模であることを指摘する。さらに胆沢・志波城造営後の延暦二十三年に栗原郡に

設置された三駅も、伊治城と胆沢城を結ぶ山道上の駅家とみて、栗原地域を交通路としての「山道」を媒介とした律令国家と山道蝦夷との南北関係上の要地として位置づける。伊治城の復興が延暦十三年の征夷後にずれ込むこと、および栗原地域が山道方面の玄関口で、なおかつ海道佐沼・登米方面ともつながっていたという指摘は重要。

鈴木拓也「延暦十三年の征夷と平安遷都」は、延暦十三年の征夷が平安遷都の演出のために、当初から時期をあわせて実施されたとする鈴木氏の説に対する熊谷の批判を反批判した論考。今回、鈴木氏の論考を読みつつ、拙稿も思い返してみても、双方とも議論が感情に流されている面があると感じたので、論争のいきさつについて若干ふり返ることをお許しいただきたい。この論争がいきさかこじれてしまった最大の原因は、筆者が二〇〇三年に脱稿した「坂上田村麻呂」(『古代の人物』4 平安新京)清文堂、二〇一五年)が刊行までに一二年余もの歳月をついやしたことにある。脱稿後まもなくだったと思うが、ちょうど『戦争の日本史』(吉川弘文館、二〇〇八年)を執筆中だった鈴木氏から請われるままに未発表原稿を渡したところ、鈴木氏は著書に拙稿の成果を引用し、また内容にも取り入れてくれた。ところが、「坂上田村麻呂」でかなり力を入れて論じたのが、福井俊彦・伊藤循、それに鈴木氏らの、桓武は征夷と造都を対応させて実施したという議論の批判であったことが事態を複雑にしてしまうのである。鈴木氏は、拙稿の批判を取り入れて旧説を大幅に改めたのであるが、一般書という性格もあって、そのことはとくに記していない(この辺のことは鈴木氏の論考でもふれている)。その後『古代の人物』が日の目を見ないまま一〇年ほど経過したころ、アテルイ座談会の話がもち上がり、結果的に熊谷が編者となって、序論を書くことになった。この時点でも『古代の人物』の刊行の目的が立っていなかったため、この際「坂上田村麻呂」で論じた桓武の征夷・造都対応論の批判を形にしておこうと思つて取り上げたのである。ところが、その後『古代の人物』は急転直下、刊行の運びとなり、一方、アテルイ座談会の方は諸般の事情で刊行が数年延びて、『アテルイと東北古代史』(高志書院、二〇一六年)として、『古代の人物』に一年遅れで刊行され、立て続けに鈴木氏の批判論文が二本つづくことになった。鈴木